

第十九回国会 農林委員會議録第三十一号

昭和二十九年四月十六日(金曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

- 委員長 井出一太郎君
- 理事足立 篤郎君 理事佐藤洋之助君
- 理事綱島 正興君 理事福田 喜東君
- 理事金子與重郎君 理事芳賀 貢君
- 理事川俣 清音君
- 秋山 利恭君 遠藤 三郎君
- 小枝 一雄君 佐藤善一郎君
- 寺島隆太郎君 松岡 俊三君
- 松山 義雄君 神戸 眞君
- 吉川 久衛君 足鹿 覺君
- 井谷 正吉君 永井勝次郎君
- 中村 時雄君 久保田 豊君
- 安藤 覺君

出席政府委員

- 農林政務次官 平野 三郎君
- 林野庁長官 柴田 栄君
- 委員外の出席者

- 農林事務官(林野庁 林政部長) 臼井 俊郎君
- 農林漁業金融 融公庫理事 瀬戸口 弘君
- 農林漁業金庫 山口 達喜君
- 業務第二部長 難波 理平君
- 専門員 藤井 信君
- 専門員 藤井 信君

- 四月十四日
- 委員堤ツルヨ君辞任につき、その補欠として稲富稔人君が議長の指名で委員に選任された。
- 委員に選任された。
- 同月十五日
- 委員稲富稔人君辞任につき、その補欠として堤ツルヨ君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員堤ツルヨ君辞任につき、その補欠として稲富稔人君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井手以誠君及び中澤茂一君辞任につき、その補欠として永井勝次郎君及び中村時雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員永井勝次郎君辞任につき、その補欠として井手以誠君が議長の指名で委員に選任された。

同日

理事吉川久衛君の補欠として金子與重郎君が理事に当選した。

同月十五日

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一五〇号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

保安林整備臨時措置法案(内閣提出第一一〇号)

国有林野法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一五〇号)

○井出委員長 これより会議を開きます。この際お諮りをいたします。吉川久衛君より理事を辞任したいとの申す。

出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

○井出委員長 御異議なしと認めます。つきましてはその補欠を委員長において指名したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

○井出委員長 御異議なしと認め、金子與重郎君を理事に指名いたします。

○井出委員長 次に、昨十五日日本委員会に付託になりました、内閣提出、農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査に入ります。まず本案の趣旨について政府の説明を求めます。平野農林政務次官。

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第六十八條第一項の表の位置の欄中「長野県を「長野市」に改める。

附則 この法律の施行期日は、昭和三十年三月三十一日までの範囲内において政令で定める。

○平野政府委員 ただいま議題となりました農林省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

長野営林局は、林野庁の地方支分部局として長野県西筑摩郡福島町に所在し、長野県一田及び新潟、岐阜両県の一部を管轄し、国有林野三十五万八千ヘクタール及び公有林野官行造林地二万八千ヘクタールを管理経営いたしているのであり、これを本年度中に長野市に移転するというのが、この法案の趣旨であります。

長野営林局が現所在地に設置されたのは沿革は、昭和二十二年の林政統一、国有林野事業特別会計発足にあたり、当時の時間的制約及び資材経費不足等の事情を勘案してひとまず福島町の元帝室林野局支局の建物を使用する暫定措置を講じたことによるのであります。現所在地から長野市に移転させることは、次に申し上げる理由から、この数年の懸案であつたのであります。すなわち、国有林野事業の重要性の増大に伴い、営林局の対社会的接面は急激に拡大されつつあり、管下営林署の業務を統轄、監督する本来の使命に併行して他の行政庁、関係団体等との連絡折衝が重要な任務となつて来ているのであります。しかるに現所在地は、木曾地方の旧御料林の中心地ではありま

すが、地方の行政及び経済の中心地からほど遠く、そのため長野営林局は、対外交渉の面において時間的経済的に多大の犠牲を余儀なくされているのであります。加うるに、福島町は山地狭隘の地勢にあつて宅地が乏しく、事業量の増加に適應した庁舎その他の施設の拡大の余地はまったくなく、職員

の勤務率の上に著しい支障を来している実情であります。かような事情でありますから、長野営林局を、県都として地方の行政及び経済の中心地であり、且つ、広潤な敷地に恵まれている長野市に移し、現所在地における不便を解消し、国有林野事業の合理的経営と事業能率の向上をはかりたいと存するのであります。

以上が、この法案を提出する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○井出委員長 質疑の通告がありません。これを許します。佐藤洋之助君。

○佐藤(洋)委員 ただいま御提案の長野営林局の移転問題につきまして、二、三御質疑を申し上げます。一、三御質疑を申し上げます。二、三御質疑を申し上げます。三、三御質疑を申し上げます。四、三御質疑を申し上げます。五、三御質疑を申し上げます。六、三御質疑を申し上げます。七、三御質疑を申し上げます。八、三御質疑を申し上げます。九、三御質疑を申し上げます。十、三御質疑を申し上げます。十一、三御質疑を申し上げます。十二、三御質疑を申し上げます。十三、三御質疑を申し上げます。十四、三御質疑を申し上げます。十五、三御質疑を申し上げます。十六、三御質疑を申し上げます。十七、三御質疑を申し上げます。十八、三御質疑を申し上げます。十九、三御質疑を申し上げます。二十、三御質疑を申し上げます。二十一、三御質疑を申し上げます。二十二、三御質疑を申し上げます。二十三、三御質疑を申し上げます。二十四、三御質疑を申し上げます。二十五、三御質疑を申し上げます。二十六、三御質疑を申し上げます。二十七、三御質疑を申し上げます。二十八、三御質疑を申し上げます。二十九、三御質疑を申し上げます。三十、三御質疑を申し上げます。三十一、三御質疑を申し上げます。三十二、三御質疑を申し上げます。三十三、三御質疑を申し上げます。三十四、三御質疑を申し上げます。三十五、三御質疑を申し上げます。三十六、三御質疑を申し上げます。三十七、三御質疑を申し上げます。三十八、三御質疑を申し上げます。三十九、三御質疑を申し上げます。四十、三御質疑を申し上げます。四十一、三御質疑を申し上げます。四十二、三御質疑を申し上げます。四十三、三御質疑を申し上げます。四十四、三御質疑を申し上げます。四十五、三御質疑を申し上げます。四十六、三御質疑を申し上げます。四十七、三御質疑を申し上げます。四十八、三御質疑を申し上げます。四十九、三御質疑を申し上げます。五十、三御質疑を申し上げます。五十一、三御質疑を申し上げます。五十二、三御質疑を申し上げます。五十三、三御質疑を申し上げます。五十四、三御質疑を申し上げます。五十五、三御質疑を申し上げます。五十六、三御質疑を申し上げます。五十七、三御質疑を申し上げます。五十八、三御質疑を申し上げます。五十九、三御質疑を申し上げます。六十、三御質疑を申し上げます。六十一、三御質疑を申し上げます。六十二、三御質疑を申し上げます。六十三、三御質疑を申し上げます。六十四、三御質疑を申し上げます。六十五、三御質疑を申し上げます。六十六、三御質疑を申し上げます。六十七、三御質疑を申し上げます。六十八、三御質疑を申し上げます。六十九、三御質疑を申し上げます。七十、三御質疑を申し上げます。七十一、三御質疑を申し上げます。七十二、三御質疑を申し上げます。七十三、三御質疑を申し上げます。七十四、三御質疑を申し上げます。七十五、三御質疑を申し上げます。七十六、三御質疑を申し上げます。七十七、三御質疑を申し上げます。七十八、三御質疑を申し上げます。七十九、三御質疑を申し上げます。八十、三御質疑を申し上げます。八十一、三御質疑を申し上げます。八十二、三御質疑を申し上げます。八十三、三御質疑を申し上げます。八十四、三御質疑を申し上げます。八十五、三御質疑を申し上げます。八十六、三御質疑を申し上げます。八十七、三御質疑を申し上げます。八十八、三御質疑を申し上げます。八十九、三御質疑を申し上げます。九十、三御質疑を申し上げます。九十一、三御質疑を申し上げます。九十二、三御質疑を申し上げます。九十三、三御質疑を申し上げます。九十四、三御質疑を申し上げます。九十五、三御質疑を申し上げます。九十六、三御質疑を申し上げます。九十七、三御質疑を申し上げます。九十八、三御質疑を申し上げます。九十九、三御質疑を申し上げます。百、三御質疑を申し上げます。

ありますだけに、私どもは慎重にこれを取扱ひまして、これが提案に對しての總務会を開き、總務会の席上において、私としてはこの視察の概要とわれ／＼委員会の總意を報告いたしました、總務会においてはこれの賛成を得た次第でございます。こういうことまではつきりしてゐるのでございませうから、この結論はきわめて簡単に出来るのであります。そこでこの際において林野庁長官にお伺ひしたいことは、この予算措置、それから長野県及び長野市の受け入れる態勢についての詳細なる説明であります。なおそれによりまして重ねてお伺ひするかも知れませぬ。

○柴田(榮)政府委員 本案に對しまして、いろ／＼すでに現地御視察等をお願いいたしましたこと、その実情をごらんいただきまして、その非常にありがたく思つておりますが、お話を通り私どももいたしましたは、長い間の懸案である際、ぜひとも実現したいと存じておりますので、予算の關係は御承知の通り本年度の切り詰めました予算で一気に施設を整理いたしまして、最も早い機会に移転を完了するというのが相当地難な実情にございまして、一まず現在の成立いたしました二十九年度予算の範囲内におきまして、できる限り準備を進めまして、できるだけ早く一応今見当をつけておきます。その基礎だけは少くも完成する、そしてもしその後におきまして、予算の履行にあたりまして余裕が出た場合に、予備費等の流用も協議していただく、あるいは補正予算の機会があれば、それらの機会において御審議を願う、こういうことで進行することに大

蔵省とは了解をいたしておりますので、この際移転の時期を、一応年度一ぱいで適當な時期ということに政令で定めさせていただきます。こういうことにはいたしました。長野県といつても、現状を十分御了解をいただきまして、広い見地から国有林野事業の経営の合理化をはからなければならぬということ、全面的に御協力をいただいたおの次第でございまして、特に受入れの長野市につきましましては、もし移転の際に、敷地等を適當な所を予定するということ、市において確保していただくこと、市に於いてこれが準備に着手できるという情勢になつておりますので、住宅問題等にも積極的な御協力をいただき、こういう情勢になつておりますので、大体受入れ態勢は十分整備いたしておる、かような考え方を持つておる次第であります。

○佐藤(洋)委員 資金面の操作とかつ長野市における受入れ態勢は長官の御説明で大体了承いたしました。そこで御承知のように、帝室林野局であつたものが昭和二十二年の五月にこの長野営林局にかつたわけでありまして、従つて約六年の歴史を積み上げておるわけでございます。木曾福島といつても、これに對する相當な影響があると思つて、そこでこれに對する將來の問題については、後に關係のある委員長から、これは県の選出代議士として御説明があると思つて、そういう点もむろん御考慮があると思つて、そこでこの移転がさきにも委員会である、論及されたのでありませぬ、いわゆる単純なる考えである、

つまり長野四十万歩の林野行政の上からいつて、やはり私が視察團として試みたように、鹿を追う狼師山を見ずであつて、山の中におつたのでは長野四十万歩の林野行政は困難であるといふ見地からいたしまして、これは行政の中心である長野市に移転するといふことは適當であると思つて、しかしこの問題が一たび起りますや、提出前におきまして各地において、新鴻をやるか、あるいは前橋が東京に來てどうするか、今いろ／＼な問題があるものであります。そこでこれら管区の変更問題はこれは將來の問題として残しまして、將來は適當な機会に、わが日本全体の林野行政をどうするといふような大きな見地から、ひとつその管区の変更といふことを考慮に入れたいと思つて、実は強く附帯決議で、この際は附帯決議なしに、私は私の要望として強くこれを記録にとどめて置きたいと思つて、この点について、將來の考え方について具体的な問題じやなくして、具体的にまた長官が答弁されることはこれまた波瀾を呼び起しますので、これらに對しましての考え方を述べおき願つておけば、けつこうであります。

○柴田(榮)政府委員 本来から申しましたれば、非常に草創の間に出発いたしました国有林野事業の不備を根本的に是正する必要がある、私どももかねがね考へまして、いろ／＼な案を持つて参つたのでございまして、この際非常に差迫つた問題として移転した、これだけはぜひとも実現させていただきます、かような考え方でありまして、近い將來におきまして国全体の機構

の整理を考えさせていただきます。これには、ぜひとも合理的な管轄区域の再配慮を立案いたしました。御審議をいただくという機会をぜひとも持ちたい、かように考へておりますが、現在具体的にいろ／＼考へました線においても、さらに検討を要する点が相当あると存じますので、全体の機構整理改正等の際にはぜひとも考慮していただきたいといふことを、特にこの際申し添えさせていただきます。かように存じます。

○松岡委員 これに関連して、戦争の疎開のために前橋管林局ができておる、国有林の面積あるいは行政区域の面積から言つても、福島県は百三十九万歩の行政面積である、そのうち四十八万八千歩の国有林がある、これに反して群馬県は六十四万歩の行政面積であつて、二十万歩が国有林である、申すまでもなく東北管区が群馬県と新潟県の全国有林のうち四割六分九厘を占めておる、そのうちの福島県は持つておる国有林がこれだけの面積である、これに反して青森、管林局管内は青森、岩手、宮城三県であります。宮城県は七十三万歩の行政面積であつて、国有林が二十五万歩、国有林が十七万二千歩持つておる、宮城県は青森まで一々行かなければならぬ、これに反して福島がこれほどまでにたくさん面積を持つておる、福島、宮城県はあの通りの近い間である、こういう状態をいくさ前の疎開のために行つたやつが、今日においてもなお依然としてこんなふうになつておるといふことは、国有林経営の上からどう考へるか。東京管林局管内にこれらが入るべきが當然である。ところがそのまゝになつておるのはいかぬわけか。これで支障がないかあるといふことは別問題としまして、宮城県、福島県は東北六県プロックとして長い歴史を持つておる。こういうぐあいに全国の四割九分六厘を占めておる。その国有林は、これを運営する上について当然考へらるべきものである。それが疎開になつたままです。どういふことか。もちろん群馬県には御料林がございませぬ。これが今度はその中に入つておるけれども、こういうあんばい面積が示しておる。ほんとうならば、全国の国有林の分布の状況から考へて、福島県一県だけでも十分にこれを経営するだけの資格がある。それを福島を閉却して隣の東京の方に近い群馬にやつておいて、疎開したやつがそのままになつておる。いふやうなことは、はなはだおかしなことである。これについてもいろいろ考へておるか、詳細に承りたい。交通の關係からいつて、便宜の上から考へて、分布の状況から考へても、面積の上からいつても、ちよつとバランスはいいと思つて、東京管林局管内にこれを入れ得ないで、前橋管林局を特に置いて、そして福島の大きいやつをかかえ込んでやる、といふことは、主客転倒しておるやうな状況にあると思つて、これをこの際どう考へておるのか承りたい。

○柴田(榮)政府委員 前橋は、御承知の通り元東京管林局が戦災で焼失いたしました疎開して参つたので、私ども



りたい、かように考えております。その他地元に對する施設でございませぬが、御料林経営時代には、御内帑金によりまして地元の協力にたえて参られたといういきさつもあるものでございませぬが、それと見合ひしまして、実は御料林時代には世襲財産としての私有林経営という關係が非常に強くなつておつたのであります。国有林になりますれば、国家事業として国家施設という考え方で地元施設を相当拡充いたしておりますし、さらに今後

るものでございませぬ。特にこの際林野と申しましては、大局的見地に立ちまして、林野行政の推進のために、国有林管理の完備を期するために、従来の便宜主義にとらわれず、思い切つた組織の編成をお考えにならないと、将来を誤るのではないかとこのことを憂慮いたすのであります。特に保安林の整備という重大なる仕事を控えておりました、これがもし推進される場合には、従来の林野行政の面で考えられておりました重点が、相当移つて来るということも考えますときに、なおさらその感を深うするのでございませぬが、私はここで一点林野庁長官の御所信をはつきり伺つておきたい点がございませぬ。それは営林局の配置の問題も営林署の問題につきましても、この際再検討をお願いしたいと思つておるのであります。私は他府県の事情はよくわかりませんが、聞くところに

署の配置がえと申しますか、統合整備と申しますか、新設を要するものは思ひ切つて新設をし、統合した方がむしろ合理的に国有林の管理ができ、今申し上げた国有林整備臨時措置法に基くところの処置も円滑にでき、あるいは保安林の整備に關して今後積極的に業務を進める面においても、この円滑なる遂行ができる、こういうような配置のやりかえをこの際お考えになる御決意なり、御計画なり、御意図なりがあるかどうかという点を、伺つておきたいと思つてございませぬ。

○柴田(衆)政府委員 お説の点は、私ももちよごとにも存じておりました。営林署の整備統合あるいは再配備に關しましては、必ずしも現状が妥當であるかと考へておりませぬので、早急でこれが再配備を考へるといふつもりで、ただいま具体案を検討いたしております。今年度内におきましかように考へておりますし、この際にはあくまでも合理化の線において徹底したい、かような考へ方を持つております。またこの際におきましても、いろいろ地元の事情等によりまして、円滑な運営を期せられぬような事態も想像されますので、皆様方にも御支援、御協力をいただきまして、大局的見地からいたしまして合理化を実現いたしたいと、念願をいたしております。

○井出委員長 御異議なしと認めます。 それでは農林省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。(総員起立)

○井出委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○松岡委員 昨年の七月十六日の農林委員会で私は質問いたしましたのでありますが、その質問の要点は、東北管区の国有林が、全国に比較してはなほだアインバランスになつておる。これは明治維新の際において、東北が徳川幕府に参画したゆゑをもつて、賊軍として――兵庫県知事伊藤博文から建白書が出ておるが、その建白書の中には明確に「今將ニ東北ノ賊平定ニ際シ、千才庫ニ納ラント欲スルノ時ニ至テ、皇國ノ安危ニ関スル者ハ、唯其政体ノ立つト立タザルトニ在ルベシ。」云々といふようなぐあいに出しております。この問題に關して林野庁の調査課が編纂した公の書類の中に、国有林の問題についても明確に記載されておる。すなわち「斯様に林野の官民有区分の仕事は本来困難な仕事であつた上に、その衡に當つた者の考へ方の違ひや村の拳証方法の巧拙などで不公平の処置があつたであらうことは想像せられる所であらう。これがため不当に民有地と定められた所は不問にされ、不当に官林に編

な国土計画が打立てられなければならぬ。御承知のように、先ほど来お話のように、今日国有林の整備臨時措置によりまして、そういう意味も盛り込んで整備を行つて参つておりますけれども、云々、ずつと出ていまして、「この山林再配備の問題を、御指摘の沿革の問題と離れて、当面した問題として、根本的に考え直して行かなければならぬ段階にある、こういうふうな考えをおるわけでございます。むろん沿革はもとより尊重しなければならぬのでございますが、そういう意味におきまして、中央森林審議会でもそういう点から御審議を願つており、同時に林野庁におきまして、そういう見地から検討をいたしておる次第でございますが、事々わめて重大でございますから、同時にこれは慎重に研究をいたして、国の百年の計を誤らざるようにいたさなければならぬ、かように考へておる次第でございます。こう保利農林大臣が御答弁されておるのでございます。今ここに国有林野法の一部改正を提案するにあつて、現実にお認めになつておる東北の国有林のアンバランスの問題について、どのように考へておるかと、また今後どういふぐあいになさるかとのお考へであります。昨年からは今日まで相当の日月を経て来ている。これについて政務次官から詳細な御答弁をいただきたい。真剣にお考へなければならぬ問題が、国有林経営の上において多々あらうかと存じます。これについて何らかの調査会でもこしらえてやるうとするお考へがあるかどうかというのを、まずお聞かせ願ひたい。

○平野政府委員 たいま松岡委員が

お読み上げになりましたように、先般大臣からお答へ申しました通り、今政府は考へているわけでございます。中央森林審議会におきましても、ただいまこの問題は検討いたしているわけでございます。ただ私の個人のお考へでございますが、過去においていふ／＼、こゝうした沿革のあつたことではございませぬけれども、しかしながらその後長い間日本の国政が続いてはいるわけでありまして、当時賊軍であつたとか何とかいつたようなことは今日では全然問題でないと存じます。その後東北出身の總理大臣も農林大臣も多々あつたわけでありまして、先ほどの問題は長く続いているわけでございますから、今こゝで当時賊軍であつたというような事情をもつて、この東北の国有林問題をどうするかと考へるわけは、さういふやうな考へ方ではないかと存じます。

○委員長退席 足立委員長代理着席

たださういふ点を別といたしまして、国有林の全国の配分の状況という点からいふ／＼考へなければならぬ。こゝういふことで今も国有林野法の一部改正案を出したやうなわけでありまして、中央森林審議会におきまして十分の検討をいたし、慎重に進めて参つたと思つておるわけでありまして、

に国有林があつたがために東北が水害を免れたことは事実であります。それほどこで全国を緑化せなければならぬ状況にあるときに、国有林があつたがためにかよつたこととは、私も喜んでおりますが、しかしその反面には、いかに国有林を利用させていなかつたことも事実なんです。東北が今日のような貧困状況にあつて、その文化の程度、施設の程度が全国的にはなほだしくアンバランスになつておることは、これもまた林野庁長官がはつきりお認めになつていらつしやる通りに、ひとり国有林の問題だけではありませぬ。全国的な政治の不備不覚の上から考へても、すこぶるアンバランスになつておる。こゝういふふうになつたのは、一面においては民有林であれば、材木が高くなればこれを売つて行くのは当然なことである。材木が高くなつていくらほしくても、絵に描いたもちと同様で、容易に国有林から扱ひ下げてくれなかつたことも事実である。この要求を満たしてくれないことも事実である。それがために水害がなかつたことも事実である。こゝういふぐあひになつて、一面においては国有林の値がどん／＼上つて行く。明治維新当時には、先ほどの兵庫縣知事伊藤博文が言われたやうに、東北の賊まさに平定に備すといふぐあひで、みなただでとつてしまつて、今日は材木類が高くなつておるから、その金を一般会計にやつて、水害の方に三十余億圓も国有林の中から出して政治の正しさの上からお考へを願ひなればならぬ。かるがゆえに、私はただいまの平野農林政務次官の御答弁の

ように、今ただちには申しませぬけれども、このアンバランスをこのままにやつておくことはできないか、きつめて重大な問題である。次の機会に、東北の国有林の問題について真剣にお考へになつて御善処くださることが、この国有林野法の一部改正の問題を決定する上について、きつめて密接な關係を持つておられます。私はこれについて十分なる御考慮を願ひなければならぬ。同僚諸君にも希望する次第であります。今申し上げましたやうなぐあひに、東北の国有林の問題については、特段に御研究くださるやうな調査会といふやうなものをご考へて、御出発くださるという御意思があるかどうか、私はこれをお尋ねしたい。

○平野政府委員 東北だけについて特別の調査会をつくるというご考へは目下考へておりませんが、全体の林野の配分については、中央森林審議会もご考へておる次第でございます。さういふ御意を申し上げたい。

○松岡委員 それはごもつともなお話ですけれども、私の質問は、明治維新の間違つた沿革をどう考へるかという問題なんです。日本の国有林全体の問題を検討するのはあたりまえのことです。その中で、東北はこんなふうになつておることを、林野庁の調査課が発行した本の中に、間違つたことが書いてある。これを是認して、この是認しているのを、特に東北の考へに考へることは、ないやうな御答弁では、東北は満足することはできない。もう一べんお考へを願ひなればならぬ。もう一べんお考へを願ひなればならぬ。林野庁長官として、長く東北の事情をつまびらかにしている方ですから、もう一べんこれ

ついでの御答弁をお願いします。

○柴田(衆)政府委員 現在の国有林が、東北、北海道に相当集中いたしておるといふ問題につきましては、あるいは成立当時いふ／＼な事情があつたということも考へられるのでございまして、今日さらに国有林の性格を明確にいたしまして、これに沿うやうに再配分をするということは、私も重要な問題である、かように考へております。その際に成立のいかんという問題よりも、現実の問題をいたしまして、かような結果によりまして、非常に性格の不明確なアンバランスがあるという問題については、總体を通じて十分に検討いたす必要がある、かように存じております。これらは根本的な問題でございますので、衆知を集めて、なるべく適当な機会に再配分の考へられるやうな手段を講じたい、かように考へておる次第でございます。

○松岡委員 たいへん明確に承りました。農林次官としての御答弁も私は是認せざるを得ません。しかし今のアンバランスについては相当お考へになつていらつしやることはわかつたので、さらに私も努力したい。この問題については、毎年二十億近くのお金を使ひ残して、東北から出しておるといふ状態でありまして、北海道の開発のごとく、東北を一つとしたこの国有林の収益から使ひ切れずして残しておる金の問題については、さらに私は別個に考へなければならぬことだと思ひます。

この程度に私はいたしておきますが、先般私は、林野庁に二十九年年度の各営林局の予算についての資料を出し

第一類第九号 農林委員会議録第三十一号 昭和二十九年四月十六日

五

ていただくことをお願いしておきました。二十八年度四月一日から二十九年二月末日までの収支計算は出ておりますけれども、この前申し上げたように、二十九年年度の収支の予算はできておるはずなんです。そこで各管林局ごとの収入支出の資料を出していただくように、お願いをいたしておきます。委員長よろしいですか。——今申しした資料の提出方を急速にお願いします。

○足立委員長代理 次は足鹿鹿君。

○足鹿委員 私は昨日の林業小委員会におきましてつと御質問申し上げたのであります。昨日留保いたしました森林金融については、承りいたしました。最初に長官に伺いますが、森林金融の現況はどういう状況でございますか。

○柴田(榮)政府委員 林業金融といたしまして、農林漁業金融庫で取扱っておりますものは、二十八年度におきましては造林資金といたしまして五億、樹苗養成が一億、林道資金が十二億、伐調資金二十二億、合計いたしまして四十億という資金であります。そのほかに木炭倉庫の資金といたしまして五千万円、これも公庫で扱っております。そのほか関連産業の施設資金といたしまして、開発銀行の融資があるのをごいしますが、この問題に関するは、実は先般も松浦委員からお話のありましたように、必ずしも円滑には参つておりません。二十八年度におきましては織維板及び削片板の融資といたしまして一億七百万円、亜炭ブリケットの施設といたしまして二千五百万円が確定いたしております。二十九年度におきましては、実は金融公庫のわく

の総体が相当減少しております。関係上、多少圧縮の余儀なきに至つておりますが、現在予定いたしましたおきまは、造林が三億、林道が二億、伐採調整資金といたしまして二十一億、それから木炭倉庫が四千三百万円、合計いたしまして三十四億四千三百万円が一応予定いたされております。

○足鹿委員 林業金融の概況を承つたわけですが、昨日も林道の件についてお尋ねをいたしておるのですが、その資料をいただいた上と思ひますけれども、まだその資料をいただいております。せんが、この二十八年度における林道の十二億、伐調の二十二億というものの融資状況はどういうふうになつておりますか。これは農林漁業金融公庫の方の關係から、具体的に御説明をお願いしたいと思います。

○柴田(榮)政府委員 ただいま申し上げました中で少し申し落しましたのでつけ加えておきますが、さらに二十八年度の農林漁業資金といたしまして、冷害対策をめぐりまして林道費として四千三百万円、それから伐調資金に三億がプラスされて資金の対象となつておりますことをつけ加えさせていただきます。

○瀬戸口説明員 ただいまお尋ねにございした林業関係の融資の状況を二十八年度について申し上げます。造林資金のわくが六億ございまして、それが実際に三月末までに貸付を決定いたしました数字が三億九千八百万、端数はありますけれども省いております。次は林道でありまして、林道のわくが十二億に對しまして、実際に貸付決定いたしましたのが三月末で十四億五千四百万円余でございます。これはわくより

もオーバーしております。それは造林の方でわくが余りました分を林道の方に全部まわしてある。それから伐採調整が二十五億のわくに對しまして二十四億九千九百万円、それから木炭倉庫が五千万円に對しまして二千百万円、これも余りましたものは林道の方に全部持つて参りました。そういうことになつております。

○足鹿委員 林道についてわくが出ておるようでありまして、林道融資はどういう基準によつておやりになつておりますか。この点について、私も地方でいろいろ伺うところによると、相当問題があるように聞いております。この十二億という金は、林道の現況から見れば、林野当局にいくつ少い、と言つておるのですが、それをオーバーしてお出しになつたことはよろしいとして、非常に含みのある融資方法がとられておるのではないかと私も想像するのですが、この林道並びに伐調の融資の基本條件はどういうふうにしてお定めになつておりますか、それを承りたい。

【足立委員長代理退席、委員長着席】

○山口説明員 林道融資の基本方針をいたしましては、森林組合、同連合会、農業協同組合等を重点的にやることといたしております。その重点的と申します具体的なやり方は、森林組合、森林組合連合会等以外の会社等が申し込みます場合の条件といたしまして、発願または市場から十キロ以上の遠距離であること、さらにその林道の延長が四キロ以上であることというふうな特殊な条件をつけております。さらにほかの条件といたしましては、た

だいま申しました森林組合あるいはその他の個人が林道をつくらうという申込みがある場合にそれに優先して、会社等には融資しない。もし会社が融資を申し込んでも、ほかに森林組合等の林道計画がある場合には会社に融資しない、そういう条件をつけて、ただいま申しました組合優先の方法をとつております。その他につきましては、森林組合の場合には、申込み金額が十万円以上ということになつております。が、組合以外のもので申し込む場合には、百万円以上というふうな制限をつけております。それから融資いたします林道の種類は自動車道、牛馬車道、軌道、木馬道、索道及び流送路ということにしておりますが、その索道につきましては、森林組合であります場合は簡易索道も認めておりますが、会社等が経営いたします場合には、ワイヤーの径が二十二ミリ以上の永久索道と限定いたしております。その他の簡易索道には融資しないというふうなことにいたしております。

たいと思ふ点は、造林と木炭倉庫から残額を林道に全額まわしてあるといいますが、造林と木炭倉庫に対する需要状況はどんなふうになつておりますか。需要がないために余つたのか、それとも林道の方がより重要性があるということ、希望があつたにもかかわらず、そちらを削つて林道にまわしたのか、その辺のこともあわせてお答えをお願いいたします。

○山口説明員 お答えいたします。ただいま私、的確な資料をここに持つておりませんので、多少概念的なことを申し上げるかもしれませんが、御了解願いたいと思ひます。造林融資につきましては、昨年度申込みを受けまして融資をしたものは、ただいま私ここで覚えておりますものは、山梨県下から出ました約三百万だつたかと思ひます。それが年度末に出で参りました。事務的に仕事が進まなかつた。なおその他事業の内容あるいは担保等の調査不備のために融資しなかつたものは、私一件と覚えております。そのほかに鹿児島県下の岩崎産業というのが大島で造林を申し込みましたが、これも十分なる調査ができませんでしたので、約三千万円くらいだつたかと思ひますが、これも融資いたしておりません。その他のものにつきましては、私今覚えておるものでは、融資を拒否したとか、あるいは組合の申込みがあるにもかかわらず拒否したということはないように確信いたしております。それから林道融資につきましては、いろいろ条件がそろわなくて、申込みを拒否した例が二件あります。それから、年度末において、ただいま申しました約三億近くの、造林か

○吉川(久)委員 ただいまの足鹿委員の御質問に加えて、一緒にお答え願ひたいと思ふ点は、造林と木炭倉庫から残額を林道に全額まわしてあるといいますが、造林と木炭倉庫に対する需要状況はどんなふうになつておりますか。需要がないために余つたのか、それとも林道の方がより重要性があるということ、希望があつたにもかかわらず、そちらを削つて林道にまわしたのか、その辺のこともあわせてお答えをお願いいたします。

○山口説明員 お答えいたします。ただいま私、的確な資料をここに持つておりませんので、多少概念的なことを申し上げるかもしれませんが、御了解願いたいと思ひます。造林融資につきましては、昨年度申込みを受けまして融資をしたものは、ただいま私ここで覚えておりますものは、山梨県下から出ました約三百万だつたかと思ひます。それが年度末に出で参りました。事務的に仕事が進まなかつた。なおその他事業の内容あるいは担保等の調査不備のために融資しなかつたものは、私一件と覚えております。そのほかに鹿児島県下の岩崎産業というのが大島で造林を申し込みましたが、これも十分なる調査ができませんでしたので、約三千万円くらいだつたかと思ひますが、これも融資いたしておりません。その他のものにつきましては、私今覚えておるものでは、融資を拒否したとか、あるいは組合の申込みがあるにもかかわらず拒否したということはないように確信いたしております。それから林道融資につきましては、いろいろ条件がそろわなくて、申込みを拒否した例が二件あります。それから、年度末において、ただいま申しました約三億近くの、造林か

ら林道の方へまわして、融資のわくをふやして実行いたしているのですが、なおさらには足りなくて、林道融資のできなかった金額が、約一億五千万くらいだつたかと思ひますが、これも特にたいだいま融資していただかねば困るといふようなものはありませんで、大体において昨年度末において、申込み通りに融資いたしておると思ひます。

〔委員長退席、川俣委員長代理着席〕

ただ和歌山県下と京都府下におきまして、昨年度の災害林道の融資の希望が相当ありましたが、補助金のつゝ見込みのあるもの、あるいは年度内に事業が急速に行われたいであろうというふうなものも想定いたしまして、私の方の受諾機関たる中央金庫の方で、相当嚴重に現場で査定いたしまして、申込みの希望に対して、ある程度融資そのものは控え目にはしておりますが、公庫に上りました段階におきましては、融資を拒否した例はほとんどありません。

○足鹿委員 拒否されたことはないというお話ですが、別にそのことを私は言つておるのじやないのです。とにかく今あなたが言われたような方針で、間違ひなく行つておるのかということ、責任を持つて御答弁ができるかということをお聞ひしているのです。もし責任ある御答弁が得られないならば、公庫を代表される他の方からでもつておるのです。これは重要ですよ。

○山口説明員 私は絶対に間違ひないと思ひましたしております。

○足鹿委員 間違ひないという御答弁でありますから、重ねてお尋ねをいたしますが、あなた方が融資をされるに

あたつて、一定額を留保して、そうして弾力性のある融資方法がとられていくということ、私は相当確実な話を聞いているのです。あなたは絶対ないとおつしやいましたが、こまかいことはまた別な機会に申し上げてもよろしいが、もしあつたらどうしますか。いよいよこの融資について、昨日も林業小委員会で、私これに関連して補助金等の問題でお尋ねをしておるのですが、あなた方は業務を直接担当しておられるわけですが、あなたの方の上の方ではなかりわかりにくい問題もあつて、私は思ふ。大体相当の余裕を見つめて、そしてそこへ特別な方法をもつてすれば、まつたく見込みのないものでも見込みのあるような取扱いになる、地方ではよくそういうことを聞くのです。普通の方法によつておやりになる分は一向さしつかえないと思ひますが、今私が言つたような点心当りはありませんか。

○山口説明員 わくを留保して、ある程度余裕のある別わくで手かげんをして融資するというような御質問のようには別段わくの設けはございません。大体年度当初に予算のわくがきまりまふと、そのわくが全国に公示されました、どの県に幾らとか、あるいはどの地方に幾らというふうな標準は示しません。従ひまして、全国から公庫の林道融資のわくを見はからつて適当に県庁等であらばいして事件をあけて来ておりました、その事件につきましては融資しております。従ひまして、わくの都度審議いたして、重要なものから融資しております。

○足鹿委員 間違ひないという御答弁でありますから、重ねてお尋ねをいたしますが、あなた方が融資をされるに

ことは、全然ございません。それからなおつけ加えて申し上げますが、年度末に、先ほど説明いたしました通り、約三億近くの造林融資のわくを林道の方にまわしましたが、その際公庫内部におきましては、実は林道の融資の申込みが他の業種に比べて比較的に遅れておりましたために、たとえば水産であるとか、あるいは農地であるとかいう方の業種の申込みが、林業に比べて非常に多い状態でありました。従ひまして、先ほど申しました林道予算が幾らか余るといふような見込みのありませぬに、他の水産なり、農地なりの業種から予算をとられるような懸念も相当ありましたが、私どももいたしましては、できるだけ林業予算を林道の方にまわしていただきたいというふうな要望をいたしまして、その要望をいれていただきまして、造林予算も林道の方にまわしたくらしいでありまして、別わくを残してそれで手かげんをしてどうしようかというところは、絶対にないと思ひます。

○足鹿委員 ないと思ふのでありますからそれはそれでいいと思ふのですが、とにかく具体的なことについてはまた別に申し上げますけれども、確かにそういう傾向があるのです。それはあなたの方の上つて来るものか、あなたの方の少し上の方で行われておることか、その辺は私はよくわかりませんが、とにかくこの点については、相当公正に運営されなければならぬ点は確かであると思ふのです。その点を私申し上げておきますが、たとえばある一定額の融資をする、それが実際の予算の相当額の何パーセントあるいは何十

パーセントなるものが、別な介在者に動くというような話もすいぶんあるのです。私どもは森林問題については最近少し首をつつ込んだ程度で、よくわかりませぬ。的はずれておるかもしれませぬし、あるいはこちらが勉強が足りなくて誤解しておるのかもしれないが、案外しろとの見たところにそういう問題がころがらつておるといふこともよくお考えおき願ひたい。特に問題は山の奥でありまして、なかり人の目にもつきませぬし、工事が行われてもそう衆人環視の中で行われるわけでもありませんし、この林道の問題については、相当問題の発生しやすい環境にある。そういう点については、十分運営上御留意を願ひたい、このことだけを申し上げておきたい。

さらに伐調資金の二十五億のわくが二十四億九千九百万円、わずかにわくを割つておるようでありまして、この伐調資金が年々ふえて行つておる。伐調資金そのものの考え方については、私どもは非常にけつこうな制度だと思ひますが、これが真に少額の森林所有者の伐調資金として有効適切に運営されておるかどうかという点については、もう少し私どもは検討してみたい点がある。ついでにはやつかいなことをお願いするようでありまして、昨日も林野庁当局に、奥地林道と一般林道に関する詳細な資料を提示してもらつておるのです。これとあわせて、ただいまの林道資金の点について申込み金額に対する融資金額というふうなものを、ひとつ資料で御提示を願ひたい。それから伐調資金につきましては、これは零細な金が、事実上民間の森林所有者が幼齢林を保護育成する

ために使われるという制度でまことにけつこうであります。事実上の運営がはたしてこの法の示しておるようなふうに使われておるかどうか、この点については私どもも相当検討を要する点がありはしないかと思ふのです。これにつきましても、伐調資金の今私が申しましたような意味における資料を、都道府県別に一括して、詳細なものを御提出願ひたい。ただだけるかどうか。これは一般林野行政についての質問になりますので、それらの資料もらつた上で、本法案とは切り離して、一般林野行政問題の際にまた御足労願ひたい。いろいろとお尋ねをいたしたいと思ひます。これ以上申し上げると、法案の審議そのものに影響があるようでありませぬ。これはこの程度で打ち切りますが、その資料がもらえるか、はいけませぬ。こまかい、相当やつかいなこと御迷惑と思ひますが、ぜひ林道と伐調、これの申請、融資、林道で言へばキロ数であるとか幅であるとか、そういうものがその周囲における森林状況にどう貢献するかというふうな点まで、ひとつごやつかいでしようが、次の機会までにいたしたい。

資料の要求をいたしても、なか／＼そのときは承知したと言われまふけれども、従来の例に徴しますと、ただだけできないならだめですが、めんどうであるが、ついでに出すなら出すと、ひとつ責任のある御答弁をいたしたい。

○柴田(衆)政府委員 昨日もお話のありました林道の具体的な実施の内容につきましては、奥地林道につきましては、一線ごとの具体的な資料を提出し

たに使用されるという制度でまことにけつこうであります。事実上の運営がはたしてこの法の示しておるようなふうに使われておるかどうか、この点については私どもも相当検討を要する点がありはしないかと思ふのです。これにつきましても、伐調資金の今私が申しましたような意味における資料を、都道府県別に一括して、詳細なものを御提出願ひたい。ただだけるかどうか。これは一般林野行政についての質問になりますので、それらの資料もらつた上で、本法案とは切り離して、一般林野行政問題の際にまた御足労願ひたい。いろいろとお尋ねをいたしたいと思ひます。これ以上申し上げると、法案の審議そのものに影響があるようでありませぬ。これはこの程度で打ち切りますが、その資料がもらえるか、はいけませぬ。こまかい、相当やつかいなこと御迷惑と思ひますが、ぜひ林道と伐調、これの申請、融資、林道で言へばキロ数であるとか幅であるとか、そういうものがその周囲における森林状況にどう貢献するかというふうな点まで、ひとつごやつかいでしようが、次の機会までにいたしたい。

資料の要求をいたしても、なか／＼そのときは承知したと言われまふけれども、従来の例に徴しますと、ただだけできないならだめですが、めんどうであるが、ついでに出すなら出すと、ひとつ責任のある御答弁をいたしたい。

たしたいと思ひます。一般林道に關し  
ましては、非常に数が多くなるのと、  
詳細は県において裁量いたす分がござ  
いますので、具別の本数等、總量で  
ひとつ御容赦を願ひたい、かように考  
えております。

○瀬戸口説明員 林道の方は私の方で  
資料をつくります。伐調につきまして  
どの程度ものを御要求でございます  
か、もう一ぺん教えていただきたいと  
思ひます。伐調は金額を  
都道府県に最初割当てまして、そして  
その中の採択は県の方でやつておりま  
す。内容のどの程度まで私の方で調べて資  
料に書き上げましたらいいか……。

○足鹿委員 それじや例を申し上げま  
す。こういうことです。県に割当て  
て、県から各申請者がきまつたものを  
県々で上つて来るという意味に私今聞  
いたわけですが、要するに小面積を所  
有しておる實際幼齡林を、早期伐採せ  
しめないう趣旨に合致して使われ  
ておるかどうかということ、私は調  
べればよろしいのです。従つてその伐  
調資金の申請をした人の森林の所有の  
面積、何町未満のものが何件どの県  
にある、何町から何町までのものは何  
件あつて、どの県には幾らあるという  
ふうに、この法律の精神に即応したよ  
うに使用されておるかどうかというこ  
とを判定するに足る材料です。あなた  
方はこの法律の精神を知らないで、む  
やみやたらに出しているのですか。

○山口説明員 伐調の用途につきま  
しては、ただいま申されました所有者  
との所有面積別の資料は調査がござ  
います。それから金を何に使つたかとい  
うことにつきましては、融資します際

に、その目的を書かして書類を出して  
いただいております。従ひまして、最  
初申込みの書類によりますと、何に使  
うという見込額はわかりませんが、使つ  
た結果はわかりませんので、もしたと  
えは学資に使つたとか、税金に払つた  
とかというふうな結果ということにな  
りますと、これの調査は容易でない  
と思ひます。その辺はぜひぶん時間がか  
かるかと思ひますので、御了承願ひた  
いと思ひます。

○足鹿委員 その点は御無理だらうと  
思ひますから、何に使つたかというこ  
とはこれは個人の経済の問題でもあり  
ますし、そこまではわかりにくいと思  
ひますから、それはよろしいが、概括  
して、この伐調資金制度ができてから  
年々増額されて行く、これは幼齡林保  
護の精神から、あるいは林業金融の面  
から行つてけつこうなことで、私ども  
この森林法創設のときに、實際その起  
草者の伴食をやらされて非常にけつこ  
うなことだと思つて賛成したのです  
が、ややもすればこの伐調資金がとん  
でもないとどこに使用されるのではな  
いか、實際名目だけは並べておいて、  
そうして出て来たものは事実上にお  
いて今森林プームの際に、少々な金をま  
わして見たところで焼石に水だ、そこ  
に一人のボスがあつて、そうして名目  
だけは名前をつけて買ひ集める、そ  
うして實際はそれがとんでもないこと  
ろに使われおるといふようなことも  
なきにしもあらずと私は思ひ、そうい  
うところに従来この林道のみならず伐  
調關係については、私どもけつこうな  
制度であるがゆゑに、それが本来の精  
神に合致したよふに使われおるか、私  
おらないかということを確認すれば、私

の質問の目的は違ふわけでありま  
すから、そういう点でこの林道と伐調  
資金とは、歴大な四十億に近い金が  
動いておる、これは少額のものではあ  
りません。現在の農林漁業金融公庫の  
現状から見ても、これは大きなウエー  
トを占めると思ひます。この点につい  
て、ほんとうにあなた方が今後運営を  
行つ場合に、十分に本来この法律の  
精神、あるいは林業關係の育成につ  
いての精神に合致するよふな融資をお  
やりにならなければならぬといふこと  
を、私は申し上げておるわけでありま  
す。概括して、この伐調資金で今日の  
子算用で腰だめに見て、小面積の森林  
所有者の何町歩から何町歩までの間に  
大部分が出ておるか、それとも大口  
に出ておるか、大体のパーセンテ  
ジはどういふふうになつておるま  
か、そういう点で資料が来るまでま  
だひまもかかるでしようから、伐調資  
金の概括的な融資状況がどういふ経過  
になつておるまか。

○山口説明員 概括的に今お答えいた  
します。それは書類に出ますのは何町  
歩所有者がどういふこととはわか  
りません。今ここでお答えがございま  
るので、あらためて……。もちろん伐  
調資金の融資目的に沿うようにはいた  
しておりますが、数字はちよつとわか  
りません。確かに今御質問のよふなこ  
とは必要だと思ひますので、あらため  
て調査させていただきますと思ひます  
が、いかがでしようか。

○川俣委員長代理 足鹿委員にお諮り  
いたしますが、文書でひとつ資料を要  
求せられて、それに基いて政府並びに  
農林漁業金融公庫の方は、それにでき

るだけ沿うように、ひとつ資料をお出  
し願ひたいと思ひます。

○足鹿委員 それでは資料をいただ  
いてからにしますが、どうもこういうこ  
とは法律の精神からいつて、一町なり  
二町なりの小面積の森林所有者が庄  
倒的でなければならぬはずなんです  
よ。あなたは實際業務を担当してお  
つて、ここで面積のことはわからない  
言われるが、大体どういふ傾向に金  
が流れておるかといふことの判断がで  
きないのですか。それは言えるはずで  
すよ。それが言えなくてこの融資がで  
きませんか。それを私は今聞いたので  
すよ。それがわかりにくいというなら  
、突然お呼び立てしておるわけですか  
と思ひますから、詳細な資料をひとつ  
御提出願ひたい。委員長は非常に審議  
を急いでおられるようですから、私は  
まだいろいろ尋ねたいことがあるので  
すが、一般林業問題について小委員  
会もあるのですから、法案の審議はで  
き得る限り全体の委員会ですつて、今私  
どもが言つておるよふなことは林野行  
政全般の問題ですつて、そういうこと  
について今後小委員会の運営をやつて  
いただいて、そうしてその小委員会に  
關係者が来てもらつて、うんとつづ  
んだ話を伺ひたい。どうもこの林野問  
題については、問題が非常にたくさん  
あるにもかかわらず、今度の法案に關  
連して検討するといふよふなことで  
は、ちよつと無理じやないかと思ひま  
すので、そういう運営をなさるとい  
ふことを御了解願ひますならば、私は  
よふはこの程度で質問を保留して、次  
の林業小委員会ですつて、いかが  
ですか。

○川俣委員長代理 足鹿委員にお諮り  
いたしますが、文書でひとつ資料を要  
求せられて、それに基いて政府並びに  
農林漁業金融公庫の方は、それにでき

るだけ沿うように、ひとつ資料をお出  
し願ひたいと思ひます。

○川俣委員長代理 足鹿委員の御希望  
に沿うように、法案に關係がない部分  
でなお重要な問題については、小委員  
会なり本委員会において、あらためて  
質問の機会をつくることにいたしまし  
て、進行いたしたいと思ひます。吉川  
久衛君。

○吉川(久)委員 関連して、先ほどか  
らお尋ねをいたしておりましたので、他  
の委員の諸君の御迷惑にならないよう  
に簡単にお尋ねするから、要領よくお  
答えを願ひたい。

先ほど山口次長は、造林關係につ  
いて山梨県と鹿兒島県の例をお出しに  
なりました。それは調査不十分で融資  
できなかった、こういうお話でござ  
いりました。それはそのことを聞いてお  
るのではなくて、一体造林關係にどの  
くらいの資金の需要があつたか、要望  
があつたか、その件数はどんなか、たく  
さあるにもかかわらず、それを押えて  
林道の方にまわしたとするならば、一  
体それはどういふことなのかといふこ  
とを聞きなかつたのです。それは今お  
答え願ひれば、その点もお答えいた  
して非常につづこうであります。も  
つて山梨県と鹿兒島県の二つしか余分  
はなかつた。しかもこの二つだけで、  
そのほかには申請がなかつたとするな  
らば、これは昨年の災害以来この治山治  
水の基本政策要綱まで政府はつくつ  
て、造林の問題にも相当重点的に配慮  
されているときに、そういう資金需要  
の状況であるとするならば、これは林  
野庁当局の指導がはなはだよろしくな  
いのではないかとはいふよふな問題等も  
出て参ります。あるいは政府の施策が  
末端に浸透してないで、末端にお  
いては、國がこういう資金をもつて心

るだけ沿うように、ひとつ資料をお出  
し願ひたいと思ひます。



配をしていくのであるということがよくわからないという疑いがある。この需要のオーバがたつた二つくらいの件数であつたか。そうであるとするならば、どうしてそういう状況にあるのかということ、林野庁長官にお尋ねしたい。

ついで山口次長にお尋ねいたします。先ほど調査不十分で拒否したのがあると言われましたが、調査は委託金融機関にやらせておられるのか。それがやるのか、どういう方法でやつておられるのか。それから貸出しの方法でございますが、これはどのくらいの額まで全額一べん貸し出すのか、どのくらいの額以上はわけて、実績に応じてあるいは期限を切つて分割貸出しをするのか。このことをなせお尋ねするかといたします。農林漁業金融公庫の長期の金を低利で借りておいて、その林道なら林道に全額使わないので、その一部をもつて東京のまん中で自動車会社を経営しておる資金に充てておる。タクシーの会社を経営して、そこでもうけた金で、何かその林道の方の金をまわしたあとの穴埋めをしておるといふようなうわさを、私は耳にするのであります。もしそういうことがあるとすれば、国の資金をそういう使い方をさせることは重大な問題でありますので、その貸出しの具体的な方法等についてこの際伺つておきたい。

○柴田(衆)政府委員 造林を促進しなければならぬ時期に、さような資金の融資に対する申込みが不活発であることに對して、林野庁はこのままで放置してよいかどうかというお尋ねのようでございます。造林資金は、従来の特殊金融という関係から考えますと、

かような長期の資金は他には例がないという関係で、相当積極的に出て参るという予想をいたしておりましたが、従来とも意外に申込みが少い。これにはいろいろ手続の問題等も一部はあるかと存じますが、根本的な問題は、日本の民有林の所有形態の特性が最も大きくこれに反映しておるのではないかとお尋ねしますが、実際問題といたしまして、最近の情勢では造林は相当促進しております。特に小規模森林所有者の造林は促進いたしておりますが、非常に小規模の所有者でありまして、国家の補助金を主体として、自家労力による造林が主体であるという点が、われわれの予想以上に申込みが不活発であるという点であると考へております。最近の造林の実績は、申込みが非常に不活発にもかかわらず、予定以上に進んでおるわけでありまして、その点に關しましては、ただ単に資金融資の有無という問題ではなく、造林は促進できる、かような見解を持つておる次第であります。

○山口説明員 貸出しの限度につきましては、現在の私の方の規定では、別段きまりがございませんが、実際の問題といたしましては、現状におきましては大抵二千万円程度まで、もし二千万円を越えます場合には、一億二千万円程度で打ち切られて、その仕事のしぐあいに従つてさらさらその月の金を續けて行く、その程度の申合せでやつております。規定ではございませぬ。

それから融資を受けた金でほかにも転用してどうしようとお話でございますが、私もその金そのもののがどこへどうまわるかわかりませんが、確實

にその目的通りの仕事をしたかどうかということが眼目でありまして、実は残念ながら手足をもちませんので、できるだけ県の方へお願いをいたしまして、県の方で融資林道が確実にできるかどうかということをつかむべく努力をいたしております。昨年までは非常に私どもの方の予算が少なくて、県の方にお願ひすることは願ひかねておつたのですけれども、願ひかねたからといつて仕事ができぬでは困ります。本年度は、これも皆さんの方の御努力によりまして、相当予算の確保ができましたので、これによりまして相当県の方にその実績あるいは仕事の上のほうにつきましては調査をお願いいたしました。万遺憾のないように期したいと存じております。なお先ほどの造林の融資の二件しかなかつたと申しましたことは、長官のお答えで大体おわかりの通り、ほかには実は申込みがなかつたのであります。なお来年年度のことですけれども、たまたま私どもが耳にしますのは、手続が非常にむずかしいから、地方の方は、めんどくさいから金を借りないというふうなこともときどきお聞きしております。そこで来年度の手続はできるだけ簡素化したいたしまして、もちろん手抜かりがあつてはならないのですけれども、できる限り簡素化したいたしまして、地方の方々が借りやすくなるように、今その案は九分通りでございます。実行するところまで行つておりますから、御了解願ひしたいと思います。

○芳賀委員 私は足鹿委員の質問に關連いたしまして、公庫の方にこの機会に一言お伺ひいたしておきます。伐調資金並びに林道資金の融資の申請ができて来る場合に、その適格条件の審査等は当然行われると思ひますが、現在の公庫の陣容をもつては、どうして末端における現地等の確認は至難かもしれませんけれども、これは公庫の業務を信連等に委託してある。それと同時に都道府県等においてもこれに協力されるような審査の方法も行われると思うわけでございしますが、具体的にどのような方法で審査を行われるのか。また融資されたものが実際林道あるいは伐調という一つの事業目的の上でどのように処理されるかという最終的な確認等は、ほんとうに具体的に行われておるか、この点をお伺ひしておきたい。

○瀬戸口説明員 ただいまの御質問に對しましてお答えいたします。林道につきましては、預託金融機関の方で、その設計のようなのは県の技師の方の御意見を聞きまして、これなら大丈夫というものに限つて書類を進めております。一応書類につきましても要当である、信用方面から見ても要当であるというところまで行きました書類が主として上つて参りますが、公庫の方ではその上つて来た書類の書類によりまして、融資をするかしないかを審議しております。よほど何か特殊な場合には現場に行く例もございしたけれども、ほとんど金融機関なり都道府県知事の意見書に基づきまして決定する。決定しましたあとは、預託金融機関にその貸出しの実行をまかしまして、そうして県の方で監督していただきます。最後のでき上つたかどうかというの、主として県の技師の方にお願いしまして届けてもらつたような手続を講じております。伐調につきま

ては、大体上り方は同じでございますが、これは特に指導員が村にいらつしやいますから、指導員の方に届けてもらうようにやつております。

○福田(書)委員 それでは国有林野法に關して質疑をいたしたいと思います。まず第一に、この国有林野法は国有林経営を合理化すること、国土の総合的利用の要請に對して、地元民の利用のために国有林野を提供すること、この二点が主眼をなしておると存じますが、このために昭和二十六年旧国有林野法に全面的な改正を加えて現行法の成立をみたものと存じます。が、本法施行以来今日までに、境界の決定、国有林野の貸付使用及び売却の決定、さらに部分林、共用林野等の設定によつて、以上の目的がどんなふうに進められたか、またこれら実施の経緯に照らし、不十分と思われる点が今回の改正案となつて現れたものと存じますが、今回の改正によつて十分その目的を達し得るものとお考えになつて提供されたものと存じますが、この点に關する一般的な状況を御説明願ひいたしたいと思います。

○柴田(衆)政府委員 国有林と地元との有機的な不可分の關係に關しまして、最近の国有林野法の改正につきましては、相当根本的な問題の改正をいたした次第でございます。それとあわせて指導を強化いたしました。部分林あるいは共用林の設置あるいは貸付等の処置を積極的に進めて参つておるのであります。現在までの部分林の状況を申し上げますと、總箇所数におきまして五千七百五箇所、面積で四万四千九百十五町歩になつております。これに對しましてはさらに最近の

指導といたしまして、地元で造林の協力を得ると同時に、地元の基本財産の造成、造林意欲の高揚等のために最も適切な方法であると存じまして、国有林野整備臨時措置とあわせて、部分林の拡充に關しましてそれ／＼全国有林をあげて趣旨の徹底をはかつて、現在拡充を計画いたしております。共用林野につきましては、現在箇所数といたしまして九百六十箇所、面積で六十七万七千二百三町歩になっておりますが、共用林の設定に關しまして、共用林の趣旨徹底が多少不十分な点がございまして、これが趣旨の徹底をはかると同時に、地元の生業あるいは生活と不可分の国有林の利用という点を十分に勘案いたしまして、国有林の利用権益の拡張によつて有機性を確保いたしたいということで、これまた現在齎々これが促進をはかつておる次第でございます。なお委託林といたしましては、地元町村に制限林野を除きます普通林野を対象といたしまして、これが副産物の利用とあわせて先般の保護委託と有機的な関連を持たしておる次第でございます。現在千四百七十三箇所ございまして、面積は百二十三万三千九百二十町歩ということになっております。これはほとんど普通林野につきまして要望のありますものを包含いたしておる、かように存じておりますが、なお必要に応じまして、これが拡充についても考慮いたして参るといふ考え方であります。その他従来の国有財産法の取扱によりまして無料貸付をいたしておりますものは、八百五十二箇所千七百町歩。それから有料貸付をいたしまして現在取扱つておりますのが、總箇所数で

五万三千二百十六箇所、面積にいたしまして十二万四千三百七十七町歩ということになっております。  
〔川俣委員長代理退席、委員長着席〕

これらの問題をめぐりまして、従来の国有林野法が必ずしも有機的な運営に於いて十分でない、この処置がとれないというふうな観点に立ちまして、一部改正を提案いたして御審議を願うという事に相なつておる次第でございます。

○福田(喜)委員 ただいまの御説明で本法案提出の御趣旨はよくわかつたのでございまして、次に国有林野と民有林野の境界の不確定地区につきましてお尋ねいたしますが、隣接地所有者の同意のない場合には決定し得ないことになっておりますが、現在これらの不確定境界はどのくらいでありますか、おわかりでございませうか。この境界が不確定のために、将来保安林整備臨時措置法案が施行を見た場合にございまして、国の買入れが困難となることがあり得ると考えられますが、それらに対する対策は十分御準備できているのでございませうか。

○柴田(榮)政府委員 国有林野との境界の確定の問題は、一応北海道、東北の一部を除きまして、国有林側としておましては境界を判明いたしております。北海道、東北の一部につきましては、目下これが整備を実施中でございますが、ただ一部国有林側として確定いたしておりますも、隣接所有者の承認がない場合には、現在の法規によりましては確定いたさないという關係がございまして、現在明確に確定いたしておる数量は幾らかというお

尋ねに対しては、実ははつきりとお答え申し上げかねる点がございまして、保安林の整備買上げに伴いますこれらの保安林との関連いかんというお話でございますが、一応買上げまする際には明確に突測いたしまして承諾を得て一々境界を確定いたして決定いたすという考えでおりますので、この点は心配がないというふうに私どもは考えております。

○福田(喜)委員 国有林野法の第八号の三号に「当該林野に特別の縁故がある者で省令で定めるもの」という規定がございまして、この省令の内容はどんなことですか。つまり縁故者の内容がございまして、それから部分林設定の場合、第十号による契約の内容の中のもの「収益分取の割合」はいかなる基準によつて決定されるのか。また契約事項に「その他必要な事項」とありますが、これはどういうことを意味しているかという点についてお示しをいたしたいのであります。

○日井説明員 初めに御質問になりました国有林野法第八号第三号に規定いたしております当該国有林野に特別の縁故があつた者というのとはどういふ者かという御質問でございます。これは国有林野法の施行規則に規定いたしておりますので、初めの方のおもな点を申し上げますと、寄附された林野についてはその寄附をした人、買いました林野については買った当時の所有者、それから林産物の採取とか土地使用の慣行があつた林野につきましては、その採取をしておつた者とか使用をしておつた者、それから歴史とか古記等によつて社寺に特別な由緒があるような林野についてはその

社寺といつたように、十一項にわたつて規定いたしております。それから次の御質問は、これは部分林の本質と申しますか、その土地に造林をいたしまして収益を上げます關係と、その土地を持つておられます時代的な考え方を基礎にして収益を分取いたしておるのであります。現在まで一番たくさんやつておりますのは、国が二分、造林者の方で八分とつておられるような例が一番多いのでございまして、これは地域その他によりまして事情が違ひますので、一概には申し上げかねます。

その他必要な事項といたしましては、こういう契約をいたします場合に、あとからいふ／＼の問題が起らないように、そのとき／＼の事情に応じてやりますことなので、重要な事項は第七号までに書いておられます事柄で尽きておりますので、さほど重要な事項ではないと存じております。

○福田(喜)委員 それから第二号の二に規定する「普通財産」というのは不要存置林に關することと思ひますが、現在この不要存置林面積はどのくらいあるのか。それから要存置林から不要存置林野への種別の紐かえでございまして、種別がえは国有林野管理規程に基いて行われておると思ひますが、不要存置林野から要存置林野への種別がえも同様の規定に基いて行われるのかどうか。またその管理規程の内容があるならば、これも資料として御提出願つておつてございませうか、お示し願ひたいと思ひます。

○日井説明員 今御指摘のありましたことは、あとから資料として提出させていただきますが、二十年

八年度末の不要存置林野の調べがございまして、その点についてだけ御報告申し上げます。山林は五千二百二十五町歩、原野は三千七百七十町歩、畑が五百町歩足らず、宅地が三十町歩、その他のものが八百町歩余りございまして、總計いたしまして一万一千町歩程度になっております。なお不要存置に落します基準は、今お話の通り管理規程に規定いたしておりますので、その二十六条で、その林野の境界を整備する必要がありますが、その場合、その国有林が民有地とか道路とか、河川に介在いたしておりますような場合で、面積が三十町歩以内の場合、農耕地とするのを適當とする場合、その他道路でありますとか、堤塘、ため池等に使用の方がいいという場合、あるいはそのほかの土地と交換するのを適當とする場合といつたような事項を、規定いたしております。

○福田(喜)委員 今の点も、もしできますならばあとで参考資料として提出していただきたい。

それからもう一、二点一般質問がございまして、第十三条の保護義務の履行状況が、一体どんな程度になつておるか、それから保護義務を行つたために部分林野、共用林野の契約解除等が行われた事例があるかどうか、また共用林野につきまして、保護義務の責任を負わせ、使用の対価を免除せられたものとしからざるものとの割合は、どのくらいになっておりますか、この点につきましても、今急にはわからな

いという点でありますならば、資料として御提出願ひたい。

それから次は第二十四条の賠償責任がございまして、この点につきま

して御提出願ひたい。

それから次は第二十四条の賠償責任

がございまして、この点につきま

共用林野に損害を与えたとき、共用者等が賠償責任を有することとなつておりますが、その賠償は金銭賠償によるか、あるいはまた現物その他によつてもよいものか、なお賠償責任を果さなかつた場合には、民法の規定に基いて責任を追究することとなるのかどうか、この点について御答弁願いたい。

○白井説明員 保護義務は一番多いのは火災の予防でございます。それから盗難についての保護義務でございます。現在私の方で資料をつくつております共用林野の中で、一応そのような保護義務を課しました関係で、使用料として免除いたしてあるであろうという見積りをいたして、そのかわりに林産物の採取をさせたりいたしてありますが、そういうものの見積額は三千万円余りにもなるのじやないかと思つて、それから二十四条の共用者の賠償責任でございますが、これは金銭による賠償と考へております。

○福田(喜)委員 たいだいまの保護義務の履行状況、それから保護義務を怠つたために、部分林野、共用林野契約の解除の行われた事例があるかないか。そういう点についての御答弁がなかつたのですが、共用林野について保護義務の責任を負わせて、使用の対価を免除せられたものと、しからざるものと割合は、どんなふうですか。この点を伺いたい。

○白井説明員 申し落ししまして恐縮でございます。保護義務を怠つて解約をしたようなものがあるかという御質問でございますが、私も承知いたしておりましたが、これはございませぬ。それから、あとの使用料をとおるものとおつていないものとの数量その他の資料は、少し余裕をいたたきまして資料を出したいと思つております。

○福田(喜)委員 次に改正点について質問いたしますが、第八條の二及び三におきまして、国有林野の貸付または使用の対価について、無償または時価より低く定めるといふことが書いてあります。この貸付または使用対価を決定する基準をお示しいただきたいと思つております。

○白井説明員 八條の二に書いておりますのは、国有財産の中でも道路の敷地でありまして、その他の公共性の非常に強いものについて貸付する場合に、免除の規定があるのでございます。これは御承知の通りであります。国有財産法二十二條に無償貸付が規定してあるのではありませんが、それと大体似たような性格のものがここに書いてあります。法人が—広い意味での公法人ばかりではございません、協同組合等が入つておりますが、そういうものについても、使われず土地の公共的無償にいたしたいと思つており、無償にいたしたいものと思つており、それ以外の部分になりますと、公益的の用に供するよう施設になつて参りまして、若干程度の差があつて思ふのであります。これについては、大蔵省の方とも連絡をとりまして、最高七割程度を限度といたしまして、今申しますように公益性、それからそれによる収益のようなものも考えなければならぬと思つて、これらを考慮してきめたい、かように考へております。

○福田(喜)委員 たいだいまの点につきまして、使用の期間等につきましては本法に規定がないようでございますが、これは国有財産法第二十一條の規定が準用されるものと解してよろしゅうございませうか。

○白井説明員 今お尋ねの通り適用されるものと解釈いたしております。○福田(喜)委員 次は第八條の四でございまして、貸付等の対価の減免についてでございます。借受人または使用者が異常災害を受け、対価の納付が著しく困難である場合、減免の措置を講じ得ることとなつておりますが、これらの認定は、いかなる基準によつて行われるか。まず第一点にこれをお尋ねいたします。

○白井説明員 一つは災害そのものが異常であり、かつ広範囲であるということでございます。その災害の種類といたしましては、風水害とか冷害とか、いろ／＼天然現象による災害は、もちろんのことでありまして、病虫害、鳥害、火災のようのものでありまして、本人に責任の課しにくい不可抗力的な災害であれば含ませたい、かように考へております。かつ広況で社会的に相当大きな災害であるという場合を考へて—一人、二人というふうな非常に限られた場合はいかに考へるのであります。その所在する地方の部落程度を単位といたしまして、相当災害があり、その部落の人が納付するのは非常に無理だと考へられるような場合に免除いたしたい、かように考へております。

○福田(喜)委員 ちよつとおかしいところがありますが、貸付の目的が災害を受けた場合も減免を請求できますかどうか。

○白井説明員 その点につきまして、従来国有財産法の運用は、今お話のような場合にはやらないのだという

○福田(喜)委員 たいだいまの点につきまして、使用の期間等につきましては本法に規定がないようでございますが、これは国有財産法第二十一條の規定が準用されるものと解してよろしゅうございませうか。

○白井説明員 今お尋ねの通り適用されるものと解釈いたしております。

○福田(喜)委員 次は第八條の四でございまして、貸付等の対価の減免についてでございます。借受人または使用者が異常災害を受け、対価の納付が著しく困難である場合、減免の措置を講じ得ることとなつておりますが、これらの認定は、いかなる基準によつて行われるか。まず第一点にこれをお尋ねいたします。

○白井説明員 一つは災害そのものが異常であり、かつ広範囲であるということでございます。その災害の種類といたしましては、風水害とか冷害とか、いろ／＼天然現象による災害は、もちろんのことでありまして、病虫害、鳥害、火災のようのものでありまして、本人に責任の課しにくい不可抗力的な災害であれば含ませたい、かように考へております。かつ広況で社会的に相当大きな災害であるという場合を考へて—一人、二人というふうな非常に限られた場合はいかに考へるのであります。その所在する地方の部落程度を単位といたしまして、相当災害があり、その部落の人が納付するのは非常に無理だと考へられるような場合に免除いたしたい、かように考へております。

○福田(喜)委員 ちよつとおかしいところがありますが、貸付の目的が災害を受けた場合も減免を請求できますかどうか。

○白井説明員 その点につきまして、従来国有財産法の運用は、今お話のような場合にはやらないのだという

○福田(喜)委員 たいだいまの点につきまして、使用の期間等につきましては本法に規定がないようでございますが、これは国有財産法第二十一條の規定が準用されるものと解してよろしゅうございませうか。

○白井説明員 今お尋ねの通り適用されるものと解釈いたしております。

○福田(喜)委員 次は第八條の四でございまして、貸付等の対価の減免についてでございます。借受人または使用者が異常災害を受け、対価の納付が著しく困難である場合、減免の措置を講じ得ることとなつておりますが、これらの認定は、いかなる基準によつて行われるか。まず第一点にこれをお尋ねいたします。

○白井説明員 一つは災害そのものが異常であり、かつ広範囲であるということでございます。その災害の種類といたしましては、風水害とか冷害とか、いろ／＼天然現象による災害は、もちろんのことでありまして、病虫害、鳥害、火災のようのものでありまして、本人に責任の課しにくい不可抗力的な災害であれば含ませたい、かように考へております。かつ広況で社会的に相当大きな災害であるという場合を考へて—一人、二人というふうな非常に限られた場合はいかに考へるのであります。その所在する地方の部落程度を単位といたしまして、相当災害があり、その部落の人が納付するのは非常に無理だと考へられるような場合に免除いたしたい、かように考へております。

○福田(喜)委員 ちよつとおかしいところがありますが、貸付の目的が災害を受けた場合も減免を請求できますかどうか。

○白井説明員 その点につきまして、従来国有財産法の運用は、今お話のような場合にはやらないのだという

○福田(喜)委員 たいだいまの点につきまして、使用の期間等につきましては本法に規定がないようでございますが、これは国有財産法第二十一條の規定が準用されるものと解してよろしゅうございませうか。

○白井説明員 今お尋ねの通り適用されるものと解釈いたしております。

○福田(喜)委員 次は第八條の四でございまして、貸付等の対価の減免についてでございます。借受人または使用者が異常災害を受け、対価の納付が著しく困難である場合、減免の措置を講じ得ることとなつておりますが、これらの認定は、いかなる基準によつて行われるか。まず第一点にこれをお尋ねいたします。

○白井説明員 一つは災害そのものが異常であり、かつ広範囲であるということでございます。その災害の種類といたしましては、風水害とか冷害とか、いろ／＼天然現象による災害は、もちろんのことでありまして、病虫害、鳥害、火災のようのものでありまして、本人に責任の課しにくい不可抗力的な災害であれば含ませたい、かように考へております。かつ広況で社会的に相当大きな災害であるという場合を考へて—一人、二人というふうな非常に限られた場合はいかに考へるのであります。その所在する地方の部落程度を単位といたしまして、相当災害があり、その部落の人が納付するのは非常に無理だと考へられるような場合に免除いたしたい、かように考へております。

○福田(喜)委員 ちよつとおかしいところがありますが、貸付の目的が災害を受けた場合も減免を請求できますかどうか。

○白井説明員 その点につきまして、従来国有財産法の運用は、今お話のような場合にはやらないのだという

○福田(喜)委員 たいだいまの点につきまして、使用の期間等につきましては本法に規定がないようでございますが、これは国有財産法第二十一條の規定が準用されるものと解してよろしゅうございませうか。

○白井説明員 今お尋ねの通り適用されるものと解釈いたしております。

○福田(喜)委員 次は第八條の四でございまして、貸付等の対価の減免についてでございます。借受人または使用者が異常災害を受け、対価の納付が著しく困難である場合、減免の措置を講じ得ることとなつておりますが、これらの認定は、いかなる基準によつて行われるか。まず第一点にこれをお尋ねいたします。

○白井説明員 一つは災害そのものが異常であり、かつ広範囲であるということでございます。その災害の種類といたしましては、風水害とか冷害とか、いろ／＼天然現象による災害は、もちろんのことでありまして、病虫害、鳥害、火災のようのものでありまして、本人に責任の課しにくい不可抗力的な災害であれば含ませたい、かように考へております。かつ広況で社会的に相当大きな災害であるという場合を考へて—一人、二人というふうな非常に限られた場合はいかに考へるのであります。その所在する地方の部落程度を単位といたしまして、相当災害があり、その部落の人が納付するのは非常に無理だと考へられるような場合に免除いたしたい、かように考へております。

○福田(喜)委員 ちよつとおかしいところがありますが、貸付の目的が災害を受けた場合も減免を請求できますかどうか。

○白井説明員 その点につきまして、従来国有財産法の運用は、今お話のような場合にはやらないのだという

○福田(喜)委員 たいだいまの点につきまして、使用の期間等につきましては本法に規定がないようでございますが、これは国有財産法第二十一條の規定が準用されるものと解してよろしゅうございませうか。

○白井説明員 今お尋ねの通り適用されるものと解釈いたしております。

のやつは五万二千九百六十九町歩にすぎないわけでありませう。そうすると、二十九年年度予定面積七万町歩余の中には、今後繰越されるものが相当あると思ひますが、この点間違ひありませんか。

○柴田(党)政府委員 実際には売払いの事務的な手続を要するものが二十九年度において七万幾らということになつておりますが、売払い評定調書の作成を要するものは二十九年度には三万七千町歩にすぎない程度まで進捗いたしておりますので、あとは契約その他の具体的な事務だけになるわけでありませうから、十分これによつて完了でき得る見込みでございます。

○福田(憲)委員 大体これでもつて終りますが、この前の保安林の質疑応答の場合におきまして、林政課長の答弁にちよつと誤解があつたのじやないかと思はれる節があります。保安林の買受の場合でございますが、これは御承知のように治山治水の必要上すみやかに国が経営せねばならぬ所を買うわけでございます。この法案の立て方からいへば、林政課長の言うような部分もさういふあるわけでございます。すなわち、法律の趣旨はさういふところに私はあるわけだと思つております。また対人関係が主となつて、物理的な追及力というものはない。なるほど法案の建前はさうではありませぬ。しかしながら、法の趣旨は今私が申し上げたところにあると思つてわけでありませぬ。あつたやうな林政課長の答弁でありませぬ、あの人間なら買ふ、この人間なら買わないというふうな標準は、立て方が非常にむづかしいだらうと思ふ。要は保安施設が重要で

あつて、保安施設というものは個人にまかしておいたのではなか／＼。そらばんに何も乗るものではない。保安林指定後におきますその増加の問題、価値が増す問題、それから保安施設の点等から考えまして、この前の答弁を御訂正なさるところがあつたら御訂正いただきたいと思います。

○柴田(党)政府委員 その問題に關しましては、説明が多少不十分のために誤解を招いておるような点があると存じまして、恐縮に存じておりますが、あとで林政課長からも申し上げました通り、この問題は本来森林法において基本的にそれらの点をさらに確定したすべきものであるといふふうに存じておりました。並行してこれが改正案の御審議を願うつもりでございました。が遅れておりますので、それらの点も十分勘案いたしまして検討いたしたいと思ひます。

○福田(憲)委員 最後の一点でございますが、この法案の中には予定保安林が入つておりませぬ。これは入れた方が便利じやないでしょうか。

○柴田(党)政府委員 それらの議論も実はあつたのでございまして、森林法に規定いたしております予定保安林は、当然整備の明確な対象になり、あるいは場所によりましては買上げの対象になるということでございますが、そこにあるいは不用の——不用と申しますと語弊がありますが、保安林以外のもので買ふのではないかと、三箇年間に保安林の整備強化をはかるという計画が進捗いたしておりますので、いづれ保安林あるいは保安施

設地区に確定いたしました。それを対象として買上げ措置等を講じて参りたいということ、実は予定保安林をはずしたような次第でございますので、その点ひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○川俣委員 一点だけお尋ねして私は質問を打ち切りたいと思ひます。国有林野法の一部改正をなさりましたその意図について、私どもは全面的に賛成するものであります。このことによりまして地元農民の希望が達成せられておられますので、非常に大きな好影響を山村の農民に与えるものと考えられております。従ひまして無償貸付が地元農民のために非常に拡大された、貸付等の対価の減免が拡大されたこと等によりまして与える影響が非常に大きいと思つております。従ひまして、国有林野法の一部改正を行うことによりまして、臨時立法法であります国有林野整備臨時措置法の必要がだんだん減つて来ておるのじやないかと思はれる点が一。さらにまた林野行政の上から、部分林または共有林を拡大して行くことの方が最も望ましい林政の状態だと思はれる点からいまして、もうすでに国有林野整備臨時措置法の必要性がだんだん減つて来ておるのではないかと、この見解を持つておるのではないかと、これには今申し上げましたような、公有林地等における荒れた林野をそのまま放任しておる等につきましても、官行造林の拡大、または本法の一部改正または部分林、共有林の拡大強化によりまして、国有林野整備臨時措置法の必要性がだんだん減つて来ておるのじやないかと思つておりますが、これに対する政務次官並びに長官の御見解を賜わ

りたいと思ひます。

○平野政府委員 お話の通り国有林の開放と申しますか、国有林を極力広く利用して行くということが必要であり、そういう趣旨からこの法案を提出いたしておるわけでございますが、お話のようにさういふ点からいまして、国有林野整備臨時措置法というふうな法律で、所有権を全然移動してしまふという方法をとらなくても目的が達し得るといふ場合があり、またそれが望ましいといふふうな考へておるわけでありませぬ。従つて整備措置法の方も九箇月だけ延長する、さういふふうな事務的な意味で御審議を願うわけでございます。御意見のように政府としては今後国有林をほんとうに国民と密接なつながりのもとにこれが利用されて行くようにいたしたいと考へておるわけでございます。

○柴田(党)政府委員 本問題に關しましては、ただいま政務次官から答へ申し上げた通り、私どももいたしまして、国有林野整備臨時措置法によりまして、国有林野経営をさしつかえない程度において權益を地元にお移しする一つの手段であるとは存じます。部分林の拡充あるいは共有林野の合理的な拡充整備、その他地元施設を要当に拡充整備いたすことによりまして、一層国有林野と経済的に密接な有機的な関連を持つていただく。将来におきましても、さらにこれによりまして、国有林野の事業を拡大して行くことによりまして、国有林の経営の二つの目的を達しつつ、地元経済に総合的に寄与し得る、かように考へておりますので、ただ単に国有林野整備臨時措置法というものだけではこれらの

目的は達し得ないことを考へます際に、一応これはこの程度で打ち切れるべきものではないか、かように考へておるのであります。根本的な問題に關しましては別途に、国有林野の性格を明確にいたしまして、所有の合理的な再配分を考へる場合において、さらに地元の経済を十分に考慮いたしまして、根本的に御審議を願うという考へ方でおりますことを申し上げておきます。

○足立委員 ただいまの川俣委員の御質問に關連いたしまして一言お伺ひたいのですが、先ほども同僚福田委員の質問に対して、国有林野整備臨時措置法に基き、開放計画と申しますか、これは長官の御答弁ではすでに出展している。従つて事務処理が遅れておるから九箇月程度の延長で片がつくのである、さういふ御答弁でありました。なおたまたまの川俣委員の質問に対しては、根本的には後日に譲つて、国有林野整備臨時措置法に基き、開放は、現在計画している範囲にとどむべきであるという林野庁長官の御見解がございまして、これは非常に重大な発言でありまして、現に本日私どもの手元に東北七県の知事協議会から、国有林野整備臨時措置法有効期限延長についての要望が参つておりますが、それを一読いたしますと、たとえば東北七県について必要面積が二十二万三千余町歩あるのに對して、現在まで契約済みで開放が決定したのは、わずか一万二千余町歩にすぎないといふことが書かれておる。私どもは、私どもの地元の状況を見ましても、ただいま福田君の質問に對して、あるいは川俣君の質問に對して

目的は達し得ないことを考へます際に、一応これはこの程度で打ち切れるべきものではないか、かように考へておるのであります。根本的な問題に關しましては別途に、国有林野の性格を明確にいたしまして、所有の合理的な再配分を考へる場合において、さらに地元の経済を十分に考慮いたしまして、根本的に御審議を願うという考へ方でおりますことを申し上げておきます。

長官が答えになつたような、これではいいのだ、今調べられているものだけではないか、という疑いを持たないで済むか、という疑いは私は持つのであります。なお先ほど松岡委員からも、東北の特殊事情につきましても、御質問があつたのでございませぬが、松岡委員のおつしやるような現在の法律ではちよつと解決の仕様がなないような根本的な問題につきましても、ただいま長官から川俣委員の質問に対してお答えがあつたように、あるいは次の段階において根本的に考えなければならぬということもなろうかと思ひますが、いわゆる平地林、里山の営農上の見地を考へて、国有林野の整備の問題とあわせて国有林野整備臨時措置法においてまかない得る範囲のもの、もつと積極的にこの開放処置をとるべきものであると私も考へておるのでございまして、この臨時措置法の範囲外のもの、大規模な根本的な問題についてこの法律を適用してくれとは私は申しませんけれども、今長官が御答弁になつたような、今まで調査した計画の範囲でこれでもういいんだ、であるから九箇月延ばせばすべて解決するのだというような安易なお考えでは、にわかに私もこれに賛成しかねるのでございまして、この国有林野整備臨時措置法の趣旨にのつとつて、今後さらに平地林、里山の開放についても、地方の要望があればこれに十分応ずるだけの態勢は保持していただかないと、今までの調査ですべてが終つておるのだというように簡単に片づけられない問題じやないかというふうにおつしやるのであります。なお保安林整備法に基きまして、奥地の水源涵養地

その他国土を守るための民有地を国有地に強制買収までしようという大きな政策がここに打出されるのでありますから、明治初年のごとく、から、むしろ私どもは、今日振り返つて見ますと、極端に申し上げれば不当に国有地になつておる。これは、不当という言葉はあるいは当らぬかもしれませんが、そういう感じがするのであります。そういうような感じを持たれるような地区については、この際むしろ積極的に開放をはかるべきではないか、これが裏表の関係になりまして、ほんとうに国土を守るために保安林を設定して行くという積極的な施策がここに裏づけられるというふうにさへも、私は考へるわけではございませんが、これに対して長官の御見解をはつきり伺つておきたいと思ひます。

○柴田(榮)政府委員 ただいまの東北七県の知事会議の要望に對しまして、実績が少いのではないかというお話でございしますが、これは昨日私もへも代表委員の知事さんがお話しされたことでもございまして、いろいろお話をいたした次第でございまして、現在まで進捗しております数字は昨年の十月現在の数字でございまして、その後相当程度に進捗いたしております。いろいろ各県の実情を申し上げまして話し合ひいたしました結果は、臨時措置による整備は必ずしもそれほど多くの期待はしておられない。さらに部分林あるいは共有林野の整備拡充というような問題で、順次その趣旨が明確になつて来ておる。そこでこの問題で一応具体的には了承できる。さらに根本的な問題については、東北地方の総合された意見を聞く

機会を持つてというような御要望でございまして、それに対しては私も十分に検討いたすつもりでおりますので、そのことを申し上げまして了承を得ておる次第であります。従いまして、一応東北地方等につきましても、その実情に相応いたしました国有林野整備臨時措置法のできる限り広い解釈によります対象を、調査いたしておる次第でございまして、この程度が大體の基準として私どもは一応御了承願する点である、かように考へておりますが、さらに根本的な問題に關しましては、保安林整備とこの買上げ、国有林事業としての経営等をめぐりまして、国有林の性格を明確にいたしなすと同時に、所有の再配分について根本的に御審議を願うということをお願いいたさなければならぬと考へておるのでございまして、必ずしも要望に沿つてないように見える面がございしますが、これらは調査をいたした対象によつて御相談いたすことによつて、大體御了承願する線が出てくるのではないかと私は考へておるのでございまして。だからと申しまして、これをもつて絶対に確定であるという点ではないのでございまして。法の適用範囲内においては最大限に、必ずしも現在の国有林を絶対に死守しなければならぬという誤つた考へ方ではないと思ひます。これは、この趣旨を達成するに必要と考へておる点だけ、はつきりお答えを申し上げます。

○足立委員 今の御答弁で大體了解できましたが、営林局のごときは、この臨時措置法に基き、私下で面積の単位を、たとえば東京営林局で三十町歩とかいうふうにきめておるようである。かの営林局でもおの／＼単位をきめておるようである、これは腹づもりとしてはわかりませんが、半ば内規のようにそういう単位をきめることは、法律の趣旨を減却するのではないかと考へますが、長官の御見解はいかがですか。

○柴田(榮)政府委員 その点は実はその通りでございまして、実務の参考として一応の目標を示しているところとでございまして、その目標を超過いたしたからそれは絶対に対象にならないというふうな考へ方は毛頭持つておりませぬ。ただ調査の過程において多々の行き過ぎがあつたという点は、われわれも率直に認めざるを得ないのでございしますが、その後の処理については、なるべくしやくし定規な、従いまして押しつけることのないような基準をもつて押しつけることのないような厳戒いたしては次第でございまして。

○井出委員 残余の質疑はこれを明日に延期します。

なおお諮りいたします。本日議決いたしました農林省設置法の一部を改正する法律案に関する衆議院規則第八十六條の規定による報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めさう決しました。

本日はこれにて散會いたします。

午後一時四十分散會

第一類第九号 農林委員會議録第三十一号 昭和二十九年四月十六日

○足立委員 今の御答弁で大體了解できましたが、営林局のごときは、この臨時措置法に基き、私下で面積の単位を、たとえば東京営林局で三十町歩とかいうふうにきめておるようである。かの営林局でもおの／＼単位をきめておるようである、これは腹づもりとしてはわかりませんが、半ば内規のようにそういう単位をきめることは、法律の趣旨を減却するのではないかと考へますが、長官の御見解はいかがですか。

○柴田(榮)政府委員 現在調査しております分は、主として地元の御要望を主体といたします場合と、国有林野経営の立場から法律に示している点を基礎にして調査しているものであります。地元の要望に對してはまだ確定してないような面がございまして、必ずしも要望に沿つてないように見える面がございしますが、これらは調査をいたした対象によつて御相談いたすことによつて、大體御了承願する線が出てくるのではないかと私は考へておるのでございまして。だからと申しまして、これをもつて絶対に確定であるという点ではないのでございまして。法の適用範囲内においては最大限に、必ずしも現在の国有林を絶対に死守しなければならぬという誤つた考へ方ではないと思ひます。これは、この趣旨を達成するに必要と考へておる点だけ、はつきりお答えを申し上げます。

○足立委員 今の御答弁で大體了解できましたが、営林局のごときは、この臨時措置法に基き、私下で面積の単位を、たとえば東京営林局で三十町歩とかいうふうにきめておるようである。かの営林局でもおの／＼単位をきめておるようである、これは腹づもりとしてはわかりませんが、半ば内規のようにそういう単位をきめることは、法律の趣旨を減却するのではないかと考へますが、長官の御見解はいかがですか。

〔参照〕  
農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十九年四月二十一日印刷

昭和二十九年四月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局